

**令和2年度「ダイバーシティ人材育成支援対策事業<窓口業務>」
業務委託に関する質疑・回答**

〔業務全体に関する質問〕

| 番号 | 質 問 | 回 答 |
|----|--------------------|---|
| 1 | 本事業の背景・経過を教えてください。 | 京都府では、これまでも就職に困難を抱える方を対象にした就労準備支援事業を実施してきたところであるが、福祉的支援の段階から移行してくる方が少なく、就労準備支援事業の対象となり得るにもかかわらず福祉的支援の段階にとどまっている方の誘導に課題があるとの認識をもっていたことから、国の就職氷河期世代支援プログラムを活用し、福祉的支援から就労準備支援への誘導強化を図るため、アウトリーチ人材を配置することにより、支援対象者の把握から就労まで一貫して支援できるよう事業を設計したものの。 |

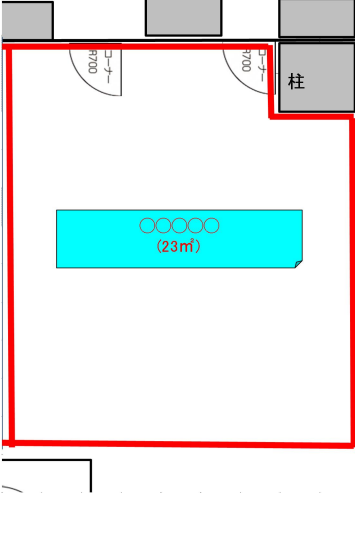
〔募集要領に関する質問〕

| 番号 | 質 問 | 回 答 |
|----|--|--|
| 2 | 応募書類のうち、以下のものは原本の提出が必要か。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業登記簿謄本 ・ 府税納税証明書 ・ 消費税及び地方消費税納税証明書 また、定款の写しについては原本証明が必要か。 | 左記に列記した証明書類は、原本を提出願いたい。また、写しの提出に際しては原本証明を行うこと。 |
| 3 | 複数者が共同提案する際に必要な書類について提示いただきたい。 | 別途掲載している「グループ構成員表」を作成するとともに、提出が必要な書類のうち以下についてはグループを構成する企業ごとに提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宣誓書 ・ 商業登記簿謄本及び定款の写し ・ 府税納税証明書 ・ 消費税及び地方消費税納税証明書 ・ パンフレット、会社案内等 |
| 4 | 事業対象外経費について教えてください。パンフレット代や専門資格者への業務委託などの経費は事業内経費で良いか。 | 対象外経費は、募集要領3ページに記載のとおり「特定の個人や個別企業に対する給付及びそれに類するもの（相談者に対する交通費及び作業工賃等、一部の個人給付については除く）」としている。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 加えて、仕様書 8 ページに記載する「未実施となった定期相談会等にかかる会場等のキャンセル料」のほか、例えば国等の補助金を受けている（受けることが確定している）事業に要する経費、その他の社会通念上公費で賄うことがふさわしくない経費についても対象経費としない。 |
| 5 | 要支援者の就職先企業への謝礼について委託事業費から支出することは可能か。また、就職先企業に対して京都府から謝礼や感謝状を出すことは可能か。 | 就職先企業への謝礼については、4に記載の「個別企業に対する給付」に該当するため、対象外経費となる。 京都府から謝礼や感謝状を出すことについても、他事業とのバランスを鑑みて不可。 |
| 6 | 契約保証金については、受託事業者が支払うということか。 | お見込みのとおり。ただし、契約履行確認後には返金する。 |

〔企画提案仕様書に関する質問〕

| 番号 | 質 問 | 回 答 |
|----|---|---|
| 7 | 業務の主たる実施場所として「主に京都市内を中心とした」とあるが、京都市内以外は認められないのか。 | 実施場所が京都市外であることのみをもって不採択となることはなく、むしろ交通アクセス等を考慮いただき提案願いたい。 |
| 8 | 業務の主たる実施場所として京都テルサの一部スペースを利用することが可能とのことだが、賃料は発生するのか。また、発生するのであれば単価を教えてください。 | 賃料は発生する。(1㎡あたり2,100円/月) 見積書の作成に当たっては、年間531,300円(税込み)で積算すること。(2,100円×23㎡×10ヶ月=483,000円(税抜き)×1.1=531,300円) ただし、実際の使用面積は23㎡を最大とし、11.5㎡から23㎡の間で必要な面積を設定することとなるため、契約に際しては京都府と協議の上決定する実際の使用面積に応じた賃料で見積書を再提出していただくことに留意願いたい。 |
| 9 | 京都府内に本店、支店又は営業所等を有さない事業者であっても、相談窓口の設置場所として京都テルサの一部スペースを借用することは可能か。 | 可能。 |
| 10 | 京都テルサの借り上げスペースについて、個室やネット回線の有無、間取り、場所について教えてください。 | 個室はなし。ネット回線についてはLAN回線が5本敷設済み。場所は、京都テルサ東館2階の北側を予定。間取りについては、以下を参照されたい。 |

| | | |
|-----|--|--|
| | |  |
| 1 1 | <p>対象者として記載されている要支援者とは、就職氷河期世代の方限定なのか。</p> | <p>主な対象は就職氷河期世代の方としているため、アウトリーチや広報に際してはその点ご留意願いたい。一方で明確に年齢・学歴等を区分して相談を受けることは現実的に困難であるため、柔軟に対応していただいて差し支えない。ただし、作業工賃等の支給については就職氷河期世代の方のみが対象となる。</p> |
| 1 2 | <p>行政機関は広報活動にどこまで協力してもらえるのか。</p> | <p>行政の広報媒体として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府民だより (ただし、原稿が採用されない場合もある) ・京都ひきこもり情報サイト (健康福祉部所管) <p>については活用可能。</p> <p>また、パンフレット等については京都ジョブパーク窓口のほか、京都府庁府民総合案内や脱ひきこもり支援センター(京都府家庭支援総合センター内)に配架を予定。</p> |
| 1 3 | <p>アウトリーチ活動や、オンラインでの相談対応が主な業務のようだが、窓口は、必ず場所を確保して設置しなければならないのか。</p> | <p>設置は必須。</p> |
| 1 4 | <p>窓口業務の中心はアウトリーチとのことだが、窓口は常設するのか。</p> | <p>相談員兼支援員については積極的に外に出向いてもらいたいため、例えば2名の相談員兼支援員が交代で窓口にいる、あるいはあらかじめ窓口で相談員兼支援員を置く曜日や時間を定めておく等の対応をお願いしたい。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | | “窓口”という名称にはなっているが、“相談場所”としての機能を想定しているところ。 |
| 15 | 相談窓口について、開設時間の指定はあるのか。 | 最も事業の円滑な実施ができる体制での企画をいただいた上で、提案事業者において必要な時間を設定し、提案いただきたい。 ただし、京都テルサに設置する場合は京都テルサとの調整が必要。 |
| 16 | 研修・セミナーへの誘導が業務にあるが、研修等業務において設定されている受講者数目標を達成する責任は研修等業務受託者にあり、窓口業務受託者にはその責任はないという理解で良いか。 | 窓口業務受託者に対する成果目標として設定はしていないため、最終的な責任は研修等業務の受託者が負うこととなるが、仕様中に研修・セミナーへの誘導について明記しており、研修等業務の受託者と連携して積極的に誘導いただくことを意識して業務を進めていただきたい。 |
| 17 | 遠隔コミュニケーションツールの例として記載されているOriHimeについて、活用する際は窓口と要支援者の双方が1体ずつ持つという理解で良いのか。 | OriHimeについては、窓口にのみ設置し、要支援者についてはアプリをダウンロードすることでOriHimeを介して映像を見たり、自身の声を届けたりすることを想定している。 |
| 18 | 支援対象者への交通費等の支払いが必要となるのはどのような場合か。 | 仕様書4ページに記載のとおり、交通費については要支援者が居所から相談窓口や研修施設まで移動した場合、作業工賃については研修等業務にて実施される実践講習（就労体験）を受講された場合に、基準に基づいてそれぞれ支給する。 |
| 19 | 作業工賃を支給することのできる就労体験とは、どのような内容か。 | 研修等業務の受託者において、単純な研修ではなく、在宅ワーカーとしての受注を体験できるような内容を実施してもらう場合に支給する。実際に協力企業が受注する自社の業務を在宅ワークとして体験してもらうことから相当額（1時間あたり300円）の工賃を支給することとしている。 |
| 20 | 作業工賃については、委託金額の中に含まれているのか。 | 含んでいるため経費として積算願いたい。 |
| 21 | 事業責任者と相談員兼支援員については兼務することは可能か。 | 可能。兼務する場合は、企画提案書の「3 配置人員の経歴」にその旨注記すること。 |
| 22 | 窓口業務の事業責任者と研修等業務の事業責任者については兼任しても良いか。 | 差し支えないが、経費を重複して計上できないことに留意願いたい。 |
| 23 | 窓口業務の相談員兼支援員が、研修等業務 | 同上。 |

| | | |
|----|--|--|
| | の事業責任者を兼ねることは可能か。 | |
| 24 | 企画提案書に記載した相談員兼支援員と、実際に配置する相談員兼支援員が異なっても良いか。 | 原則として企画提案書に記載した相談員兼支援員を配置いただきたいが、やむを得ず変更となる場合は変更する理由を添えて京都府と協議の上承認を得ること。 |
| 25 | 成果目標のうち相談件数については要支援者だけではなく、その保護者・家族や福祉関係機関・団体、企業等の実績も含めて良いのか。 | 差し支えない。 |
| 26 | 就労者数30人という成果目標については、ハローワーク、京都ジョブパークと連携して達成するものであるとのことだが、あくまでも窓口業務の受託者の責任により達成しなければならないものという理解で良いか。 | お見込みのとおり。 成果目標に対する直接的な責任は、受託者が負うこととなる。 |
| 27 | 成果目標の「就労者数」について、非正規雇用も含むとのことだが、クラウドソーシング形態（業務委託型）での働き方をする人もカウントして良いのか。 | 多様な就労形態での就業を目指す事業であり、ご質問の形態での働き方を含めて支援いただき、カウントいただきたい。 |
| 28 | 成果目標について、新型コロナウイルス感染症の影響で変更になる可能性はないのか。 | 現時点で変更は検討していない。 |
| 29 | 成果目標の達成状況によって委託金額に影響が出ることはあるのか。 | 目標未達であっても減額等の措置は取らないが、達成いただくことを前提として委託するものであることに留意いただきたい。 |

〔その他の質問〕

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 30 | 企画提案書の1ページ目最下部の「目標」という欄には仕様書に記載の成果目標をそのまま転記すれば良いのか。 | 提案事業者において、仕様書に定める成果目標を上回る目標を設定することは可。ただし、仕様書に定めている目標を下回る設定は不可とする。 |
| 31 | 採択事業者は1者のみか。 | お見込みのとおり。 |
| 32 | 研修受講中の要支援者への生活面等のサポートは、窓口業務受託者と研修等業務受託者のどちらが行うのか。両業務の役割分担が不明確であり、また研修等業務の受託者においても要支援者の特性を把握している必要があると思うが、そのあたりの整 | 研修等業務の仕様書の中に、研修受講者のフォローアップについて記載しており、基本的には研修等業務の方でサポートすることとしている。窓口業務と研修等業務については緊密な連携が必要不可欠であると考えており、両事業が円滑に推進できるよう、当課におい |

| | | |
|-----|--|---|
| | 理はどう考えているのか。 | ても両受託者の仲介や会議の設定などについて協力していきたい。 |
| 3 3 | 事業終了後、就職先企業が希望すれば、受託事業者が企業から費用を徴収して支援することは可能か。 | 事業終了後であれば問題はない。 ただし、京都府事業とは明確に切り離して実施すること。 |
| 3 4 | ひきこもり状態の者の数や、就職件数などのデータがあれば提供してほしい。 | ①内閣府の「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム設置要領」の中で、都道府県別の対象者数推計表が示されているので参照願いたい。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06740.html ②京都府健康福祉部が平成29年にひきこもり実態調査を実施しているので、参照願いたい。 http://www.pref.kyoto.jp/seisho/news/hikikomori-tyousa20171129.html |
| 3 5 | これまでひきこもりの方への支援を実施した事例があれば教えてほしい。 | 事例を例示すると以下のとおり。 【健康福祉部所管事業】 脱ひきこもり支援センター事業 ①脱ひきこもり支援センターによる相談支援 ②「チーム絆」による相談支援 ③ひきこもり早期支援事業 ④ひきこもり未支援者特別対策事業 ⑤将来設計支援事業 ⑥「絆パートナー」派遣事業 ⑦ひきこもり支援活動補助金 ⑧ひきこもり支援職親事業 ⑨京都府ひきこもり支援情報ポータルサイトの設置 【商工労働観光部所管】 若者就職・定着総合応援事業 ①京都わかもの就職支援等推進事業 ②若者就職・定着総合応援事業（就職困難者向け） |